

地域と中学校の文化部活動支援事業実施要領

島根県

1 事業の趣旨

中学校の文化部活動の活性化を図るためには、発表の場が少ない文化部活動に発表の場を提供し、地域における理解と関心を高揚させることが必要である。

そのため、中学生自らが文化部活動で培っている力を地域で生かすことによって、地域住民の中学生への理解を促進するとともに、中学生自身の自尊感情の醸成、ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む。

2 事業の内容

県は、中学校文化部活動のうち、中学生の企画・運営により地域との連携を図る次の活動に対し交付金を交付するものとし、当該交付要綱は別に定める。

(1) 地域貢献活動

福祉施設への慰問活動や地区祭り等地域活動への参画、地域の課題解決へ向けた取組などの地域貢献活動

(2) 異世代間交流活動

保育所・幼稚園等への指導・交流の講座や公民館サークルと連携した活動交流など、異世代への働きかけを企画・運営する交流活動

3 その他

上記に定めるものの他、事業に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成25年4月1日から施行する。